

# 公 告

とりぎんバードスタジアム大型映像装置基礎ほか改修工事について、設計施工に係る技術提案参加者を募集するので、次のとおり公告する。

平成24年6月20日

鳥取市長 竹 内 功

## 1 工事概要

(1) 工 事 名 とりぎんバードスタジアム大型映像装置基礎ほか改修工事

(2) 工事場所 鳥取市蔵田地内

(3) 工事内容

### ア 一般概要

本件工事は、大型映像装置の基礎工、照明4塔、受変電設備その他電気工事を行うものである。なお、本件工事の工種は、土木・建築・電気設備とする。

### イ 施設概要

大型映像装置支柱・基礎工 一式

オペレーションルーム（放送室1・2）のサッシのフルオープン化 一式

投光器用幹線 一式

大型映像装置用幹線 一式

照明塔 4塔（フィールド内1500ルクス）

受変電設備（キュービクル） 2面

既設電灯掲示板解体 一式

(4) 工期 本契約締結の日から平成25年3月15日まで

(5) 工事の実施形態

ア 本件工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して最優秀提案者を選定する総合評価方式の工事である。

イ 本件工事は、別途提示する仕様書に示す基本性能を有する施設に関する設計施工一括発注方式の工事である。

ウ 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術提案参加資格確認申請書類及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）を提出できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

### （1）共同企業体に関する要件

- ア 共同企業体は、2者又は3者による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、2者の場合40%以上、3者の場合20%以上とする。
- ウ 代表者は、その出資比率が異なる場合はその出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はいずれかの者とする。
- エ 各構成員は、本件技術提案において他の共同企業体の構成員となることはできない。

### （2）共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ この公告の日から6の（1）の技術提案参加資格確認申請書類の提出期間の最終日までのいずれの日においても、鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和60年5月24日制定）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、その結果に基づき、技術提案参加資格確認申請書類の提出期間の最終日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
- エ 他の共同企業体の構成員との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。
  - （ア）資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
    - a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
    - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - （イ）人的関係 次のいずれかに該当する関係
    - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
    - b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 (ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P点)が、1,600点以上である者であること。

イ 建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続等について(平成22年鳥取市告示第382号)に基づく入札参加資格のうち土木一式工事(一般)及び建築一式工事(一般)の資格を有する者であること。

ウ 建設業法第3条第1項に規定する特定建設業(土木一式工事及び建築一式工事)の許可を受けている者であること。

エ 平成14年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了している場所打ち杭工事であって施工径1,600mm以上かつ長さ20m以上のものを元請として施工した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

オ 平成14年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了している屋外競技場照明装置工事の新設又は改修工事であって高さ37m以上のものを元請として施工した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

カ 本件工事の設計及び製作に係る期間中において、当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術提案参加資格確認申請書類の提出のあった日の3月以上前から継続している者をいう。以下同じ。)にある管理技術者及び照査技術者を、本件工事のうち設計及び製作に係る業務に配置できる者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は、同一の者であってはならない。

キ 本件工事の施工に係る期間中において、次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事のうち建築工事施工に係る業務に専任で配置できる者であること。なお、次に掲げる管理技術者又は照査技術者が次に掲げる基準を有している場合は、当該建築工事施工に係る業務について兼ねることができるものとする。

(ア) 建設業法第27条第1項に規定する技術検定(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第1項の表の上欄に規定する検定種目を建築施工管理とし、かつ、同条第2項に規定する区分を一級とするものに限る。)の合格証明書の交付を受けている者であること。

(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、施工の業務に係る期間中のいずれの日にお

いてもその日の前5年以内に行われた同法第26条第4項の登録を受けた講習を受講している者であること。

(ウ) 当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格

ア 市内に本店又は支店を有する者であること。

イ 6の(1)の技術提案参加資格確認申請書類の提出期間の最終日において、鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱(平成17年1月26日制定)に基づき、電気一式工事(一般)のA級に格付されている者であること。

ウ 建設業法第3条第1項に規定する特定建設業(電気一式工事)の許可を受けている者であること。

エ 本件工事の施工に係る期間中において、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事のうち施工に係る業務に専任で配置できる者であること。

(ア) 設業法第27条第1項に規定する技術検定(建設業法施行令第27条の3第1項の表の上欄に規定する検定種目を電気工事施工管理とし、かつ、同条第2項に規定する区分を一級とするものに限る。)の合格証明書の交付を受けている者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、電気一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、施工の業務に係る期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた同法第26条第4項の登録を受けた講習を受講している者であること。

(ウ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

3 本件公告を担当する部署

〒680-0902

鳥取市秋里903番地

鳥取市環境下水道部下水道企画課(鳥取市役所環境下水道部庁舎2階)

電話 0857-20-3315

FAX 0857-20-3318

e-mail ges-plan@city.tottori.lg.jp

4 技術提案参加資格の確認等

技術提案に参加する者に必要な資格確認申請の作成については、技術提案説明書による。

5 技術提案説明書等の交付方法

技術提案説明書等は、希望者に次のとおり直接交付する。

( 1 ) 交付期間及び時間

平成 2 4 年 6 月 2 0 日から同年 7 月 4 日までの日 ( 鳥取市の休日を含める条例 ( 平成元年鳥取市条例第 2 号 ) 第 1 条第 1 項に規定する鳥取市の休日 ( 以下「休日等」という。 ) を除く。 ) の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

( 2 ) 交付場所

3 の場所

( 3 ) 交付媒体

1GB 以上の空き容量を有する USB フラッシュメモリ を持参すること。

6 技術提案参加資格確認申請書類の提出方法等

技術提案の参加を希望する者は、技術提案説明書に定めるところにより、次のとおり申請書類を提出するものとする。

( 1 ) 提出期間、時間及び場所

5 の ( 1 ) の期間及び 3 の場所

( 2 ) 提出方法

提出期限までに持参すること。

( 3 ) 提出部数

提出部数は、1 部とする。

( 4 ) 資格の確認

技術提案参加資格確認結果は、平成 2 4 年 7 月 6 日までに、書面により申請者に通知する。

7 技術提案書の提出方法等

6 の ( 4 ) の通知によりこの技術提案の参加資格の確認を受けた者は、技術提案説明書に定めるところにより、次のとおり技術提案書を提出するものとする。

( 1 ) 提出期間及び時間

平成 2 4 年 7 月 6 日から同月 1 8 日までの日 ( 休日等を除く。 ) の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

( 2 ) 提出場所

3 の場所

( 3 ) 提出方法

提出期限までに持参すること。

8 最優秀提案者の選定方法等

( 1 ) 総合評価の方法

ア 標準点

技術提案参加資格の確認がされた者から提出された技術提案書が仕様書に示す水準をすべて満足する場合は、標準点100点を与える。

#### イ 加算点

技術提案の内容に応じ、とりぎんバードスタジアム大型映像装置等事業選定検討委員会が技術提案説明書に示す評価項目及び配点に基づき、加算点を与える。加算点の評価方法は、次のとおりとする。

##### (ア) 定性評価

技術提案説明書に示す5段階で加算点を付与する。

##### (イ) 定量評価

提案数値をもとに、技術提案説明書に示す評価方法によって加算点を付与する。

#### ウ 総合評価

総合評価は、標準点と加算点を合計した値(以下「評価点」という。)を見積価格で除して得た値(以下「評価値」という。)により行う。

#### (2) 順位の決定方法

技術提案書を提出した者については、次の表に掲げる順位の要件に基づき順位をつける。なお、同順位の者が複数ある場合は評価値の高い者を優秀とし、評価値が同じ者がある場合は見積価格の低い者を優秀とする。

順位	要件
1	基準価格の範囲内であり、かつ、評価点が標準点以上の者
2	基準価格を超えており、かつ、評価点が標準点以上の者
3	評価点が標準点未満の者

#### (3) 契約の交渉

前号の規定により第1位とした者のうち最も優秀とした者と随意契約の交渉を行う。交渉が不調の場合は、次に優秀とした者と交渉を行い、同順位の者がいないときは下位の順位の者のうち優秀とした者と順次交渉を行う。

### 9 議会の議決

本件の工事請負契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年鳥取市条例第13号)第2条に規定する契約に該当する場合は、契約相手方の選定後仮契約を締結するものとし、鳥取市議会の議決を得て本契約とする。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が2の要件を満たさなくなった場合又は入札参加の資格制限若しくは指名停止措置を受けた場合は、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

### 10 その他

- ( 1 ) 書類の作成及び契約の手続きにおいて使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位によるものとする。
- ( 2 ) 技術資料等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- ( 3 ) 本件技術提案に係る書類等の作成及び提出に要する費用等は、全て参加希望者の負担とする。なお、失格等の場合も同様とする。
- ( 4 ) 提出された書類等は、提出した者に無断で本件事務以外の用途に使用しない。
- ( 5 ) 提出された書類等は、返却しない。
- ( 6 ) その他詳細等は、技術提案説明書による。